

住宅用家屋証明申請書

下記の家屋が、租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの
- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの
- (e) 新築されたもの
- (f) 新築後使用されたことのないもの

長期優良住宅又は低炭素住宅以外
長期優良住宅
低炭素住宅

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

- (g) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (h) (g) 以外

(ハ) 第 42 条 2 の 3 のうち、増築部分に係る抵当権設定登記

この規定に該当するものであることを証明願います。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

所有者 住 所 _____

氏 名 _____

(1) 家屋の所在地			
(2) 家屋番号			
(3) 建築年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
(4) 取得年月日	令和	年	月 日
(5) 取得原因	売買	競落	
(6) 所有者の居住	入居済・入居予定〔令和 年 月 日〕		
(7) 床面積	1階	m ²	1階以外 m ² 合計 m ²
(8) 構造			
(9) 工事費用の総額	円	(10) 売買価格	円
添付書類		確認事項	
表示登記済証又は登記事項証明書もしくは確認済証及び検査済証・・・(a)(b)(c)(d)(e)(f)(g)(h)(ハ)の場合		(3)・・・(イ)(b)(d)(f)以外の場合	
住民票又は入居申立書(後記の場合、現住家屋の処分方法を確認できる書類)・・・(a)(b)(c)(d)(e)(f)(g)(h)(ハ)の場合		(4)・・・取得後1年以内	
売買契約書又は売渡証書もしくは登記原因証明情報・・・(b)(d)(f)(g)(h)の場合		(5)・・・(b)(d)(f)(g)(h)の場合	
※ 競落の場合は代金納付期限通知書		(7)・・・50m ² 以上	
※ (g)については増改築等工事証明書		(8)・・・(b)かつ区分建物の場合：耐火又は準耐火建築物、低層集合住宅	
金銭消費貸借契約書又は債務の保証契約書もしくは登記原因証明情報・・・(ハ)の場合		(9)(10)・・・(g)の場合	
未使用証明書・・・(b)(d)(f)の場合		用途(併用住宅等は住宅部分が90%超)	
耐震基準適合証明書・・・(g)(h)の場合で建築日が昭和56年12月31日以前の場合			
長期優良住宅認定通知書・・・(c)(d)の場合			
低炭素住宅認定通知書・・・(e)(f)の場合			
備考			

上記の規定に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五